科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

○　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第二（第七条の二関係）

（略）	（略）	（略）	（略）
十九	（略）	（略）	（略）
二十	国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十一条第一項第六号	法第三十四条の六第一項各号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
二十一	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

現行

別表第二（第七条の二関係）

（略）	（略）	（略）	（略）
十九	（略）	（略）	（略）
二十	国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十一条第一項第六号	法第三十四条の六第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
二十一	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）